

建設業者等の指名停止について

平成29年11月10日
土木部監理課

1 指名停止措置業者

- (1) 株式会社 佐藤建設
入札整理番号 02-0351
主たる営業所 阿賀野市久保1341
- (2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

2 指名停止期間

平成29年11月10日から平成29年12月9日まで

3 指名停止の理由

下請負人として請け負った「新潟幹線他巡視路除草工事（第1工区）」において、平成28年9月3日に発生した労働災害について、同災害の発生場所を偽った労働者死傷病報告書を同年10月19日に新潟労働基準監督署に提出したことにより、平成29年6月14日に労働安全衛生法違反で、同社及び同社の役員2名が書類送検され、それぞれ罰金20万円の略式命令を受け、同年9月9日その刑が確定した。

このことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第2条第1項（別表第2、第14号）に該当するため。